

尼崎市監査公表第7号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和7年4月25日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	古	澤	裕	子
同	蛭	子	秀	一
同	綿	瀬	和	人

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	保健局
2 監査結果報告日	令和 7年 3月 21日
3 措置通知日	令和 7年 4月 22日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>国民健康保険特定健診等受診率向上対策業務委託に係る契約手続及び個人情報の管理について</u></p> <p>国民健康保険特定健診等の受診率向上対策業務を委託しているが、令和5年度、6年度ともに契約手続等に不備があったほか、5年度は再委託等の申請に必要な書類が不足しているなどにもかかわらず承認していた。さらに、その承認も業務開始から数か月後もの期間を要し、未承認期間も再委託先等の業者における業務実施を許容していた。</p> <p>また、個人情報のデータが再委託先の業者を含め、どのように扱われ、そのデータが消去されたのか確認しないなど個人情報の管理を怠っていた。</p> <p style="text-align: right;">（健康支援推進担当）</p> <p><措置を求める事項></p> <p>所管課は再委託等の承認手続を含め、市の規定に則った事務を執行することは当然として、業務に内在するリスクを的確に識別・評価した上で、リスクへの対応策を組織内で共有できる体制を構築する必要がある。</p> <p>特に漏えいした場合の影響が甚大な個人情報については、職員一人ひとりがその漏えいリスクの大きさを改めて強く認識した上で、組織として万全の管理体制を構築すること。</p> <p>また、業務の進捗管理を適切に行える仕組みを整備するとともに相談や情報共有がしやすい風通しの良い職場風土を醸成すること。</p>	
<p>5 措置の内容</p> <p>令和5年度及び令和6年度の国民健康保険特定健診等の受診率向上対策業務の委託契約及びその再委託（再々委託含む）申請に係る必要書類について、令和7年1月16日までに確認し、再委託等の承認手続きを適正に行った。また、個人情報の取扱いに係る必要書類についても令和7年1月23日までに受理をし、提供した個人情報について再委託先等を含め消去等の管理が適正に行われていることを確認した。</p> <p>今回、市の規定に基づく事務を怠ったことで、再委託業者等による個人情報の流出はなかったものの、漏洩事案が発生した場合、市や市民に大きな損害が生じ、更には、行政への不信を招くなど、由々しき事態に繋がる可能性があったことを重く受け止めている。</p> <p>そうしたことから、「個人情報の適正な取扱いの確保や管理・徹底の重要性」について、改めて課内で共通認識を図り、併せて、情報セキュリティに係る研修を課内全職員が受講し、情報セキュリティ対策や個人情報の漏洩のリスクを職員一人ひとりが認識を深め、インシデントが発生した場合は上司に報告することを徹底するなど、対応の強化を図った。さらに、個人情報を提供する際は、確認表を用いて消去等をするまで確実に管理していくこととした。</p>	

また、契約事務に係る適切な処理についても課内全職員で確認し、委託契約に係るチェックリストの作成をするなど、適正な契約事務に努めることとした。加えて、各担当業務の進捗状況を定期的に課内で共有することで、課長はもとより各係長を含め、課内全体で進捗管理を行い、事案発生の際には、即時対応できる体制をとった。

担当者の業務についても、一人ではなく複数人で担当することに変更し、係内だけでなく課内でお互いに協力体制がとれるようにした。日頃からコミュニケーションを図り信頼関係を築くことで、課題を抱え込まずに相談できる環境や職場風土の醸成に努めることとした。なお、令和7年度の契約手続き等については、チェックリストを用いるなどの対応により適正に行っている。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）